

おんが

発行所 場務課
 編集所 庶務課
 印刷所 資合会社
 冷牟田印刷合資会社

遠中第二期防音工事はじまる

岡崎工業が落札

遠中中学校防音改築工事は、三九、四〇年度の二ヶ年継続事業として本年一月、工事に着手して三月末日第一期の全工事を完了、その後国家予算の関係で一時期工事が中断されていましたが、この程防衛施設庁より国庫補助金の決定通

知がありましたので、去る八月二十八日役場において工事入札が行なわれ、その結果主体工事（電気、建具工事を含む）は第一期工事に引続き八幡区の岡崎工業株式会社が七二、一二万円で、換気工事については、福岡市のツカダ製

浅木小学校体育館 建設準備すすむ

浅木小学校では、かねて同校PTA並びに校区内関係者が町当局に対し講堂兼体育館の建設方についての要望を行なっていました、町としても児童の体位向上、教育効果等の上からもその必要性

を認め、議会の議決を経て40年度当初予算に建設費予算を計上、近くその工事に着手すべく地質調査等準備をすすめており、すでに高山建設の手によって整地工事を完了し、現在若松区三島の日本地所

に設計を依頼中で、設計書完成次第九月中旬頃から工事に着手、来年一月末までには完成するよう計画が進められています。

これが完成すれば浅木校待望の講堂兼体育館が実現することになり、今まで普通教室を講堂に使用していた不便や、雨天の場合の体育指導の支障等が解消し、今後の教育効果に役立つことでしょう。

戦傷病者戦没者遺族等の

年金、給与金が増額

10月1日から受給権調査

来る10月1日から戦傷病者に対する障害年金が29%以上、戦没者遺族に対する遺族年金が九二、〇〇〇円に遺族給与金が四六、〇〇〇円に、それぞれ増額され（年令により増額期日が異なる）新証書が交付されることになりました。

1 障害年金受給者の提出書類
 ① 障害現症届（用紙は厚生省から本人あて直送する）
 ② 障害年金証書
 ③ 戸籍抄本（10月1日以降の認承印あるもの）
 ④ 提出の日前1ヶ月以内に作成された不具廃疾の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
 ⑤ 10月期渡し年金を受給後11月20日までに支払郵便局に提出すること。

2 遺族年金、遺族給与金
 ① 遺族現状届（用紙は支払郵便局に準備してある）
 ② 証書
 ③ 戸籍抄本（10月1日以降の認承印あるもの）
 ④ 受給者が妻であるときは上記書類のほか10月1日における住民票謄本
 ⑤ 受給者が夫、18才以上の子、60才未満で受給した父母、祖父母、入夫婚姻の妻の父母等であるときは①から③までの書類のほか、生活状況申立書（用紙は県に要求のこと）
 ⑥ 提出期日（提出先支払郵便局ア、遺族年金は9月期受給後10月20日までに

イ、遺族給与金は10月期受給後11月20日までに）
 給後11月20日までに
 3 公務扶助料も増額されますが、新証書等詳しいことは支払郵便局でおたづねください。
 （註）受給権調査現症届又は現状届未提出の者には新証書は交付されませんから忘れないように注意して下さい。

手続要領

2 遺族年金、遺族給与金

イ、遺族給与金は10月期受給後

注意して下さい。

農村集団自動電話の申込みをされた方へ
 農村集団自動電話の申込みは三四四件ありましたが、営業としての利用度が高いと認められる二十件が除外され、三三四件の設計が完了しました。今後の予定は左記のとおりですが、多少の変更はあるかも知れませんが、御了承願います。尚設備料の払込みについての詳細については別途区長さんを通じて連絡いたします。

納税組合結成加入について
 お願ひ
 平素皆様方の深い御理解と御協力のもとに年々納税成績の向上をみていることは御同慶にたえません。
 今後なお一層町行政の円滑化を期するため、納税組合の育成強化を図りたいので未結成の地区は一日も早く結成されるよう、また既に納税組合が組織されているところは一人でも多く組合に加入されて納税されますようお願いいたします。

1 既結成地区にあっては報告用紙は隣組長宅にあります。
 2 未結成地区にあっては報告用紙は区長宅にあります。
 3 加入申込書は後日でもよい。
 4 提出期限 9月10日、提出場所 役場事務係
 給後11月20日までに

国土調査法地籍調査による

一筆地調査実施要領について

5月の町報で地籍調査事業の進み方についてお知らせいたしました。が、今月は一筆地調査の実施要領について説明致します。

1 道水路の中杭打について

字図または部落所有の野とり図等に基づいての杭打をすることなく、国土調査法の原則に従い、現況主義とし極端に広狭の箇所は部落実施委員と協議の上適切な杭打をします。

但し部落の要請による市員拡張希望の場合は別途考慮します。

2 地籍調査における利点とその取扱について

(イ) 分筆が出来る

A 一筆の内の一部が地目の異るとき

B 一筆が大きいので細かく分けるとき

※ 抵当権以外の権利設定のあるものは抹消することを原則とします。

(ロ) 合筆が出来る

A 地番、枝番が多いので不便のとき

B 筆界が不明のとき

但し合筆の場合は次の事項(合筆制限事項)に注意し、その処理を事前に完了しなければなりません

(一) 地目が異るときは、合筆できません。(地目交換の処置を国土調査法で行なう)

(二) 字が異るときは、合筆できません。(字界変更の手続きを町で行なう)

(三) 飛地は合筆できません(四) 所有権以外の権利(抵当権等)があるときは、合筆できません。(抹消すればできます)

(五) 所有者が異るときは合筆できません。(所有権移転登記を完了すればできる) ただし、相続登記未了の場合で町の代位登記申請ができる場合がありますので、詳しいことは、役場事務係で問合わせ下さい。

以上5項目に該当し合筆できず、また前記処理方法による事前完了できないものについては一筆調査前または調査時まで必ず地番筆界の杭を打って戴き、杭打ち未了の際は筆界未定としての処理をいたします。

特に一筆調査完了後における分筆合筆または地目交換、更には筆界の異動等の申出は事務整理上(素図の誤差が生じ台帳整理が進まない。机上按分の分筆は不正確な図面となる。契約外となる)一切受け付けないので注意して下さい。

(イ) 地目交換ができる。

A 現況が台帳と異るとき、但し農地(台帳地目如何にかかわらず)については農地法の関連性があるので農業委員会と協議の上で決定いたします。

3 交換等の処理について

認証後写真照合の都合上隣接地のみについては便宜を計ります

選挙資格調査申告

について

公職選挙法に基いて毎年9月15日現在で基本選挙人名簿が調製されますが、本年もその時期が来ましたので、近々各区長さんを通じて「選挙資格調査申告書」を各世帯に配布しますので、次の要件を兼ね備えた人について必要事項を記入の上、期日までに区長さんに提出して下さい。

記

- ① 日本の国籍を有すること。
 - ② 満二十才以上であること。
- (昭和20年12月21日までに生れ

が、飛地については字区域内でも処理ができません。

4 杭の取扱について

一筆調査までに打った筆界杭道水路の中杭は測量完了後現地の検査が実施されますので、役場より連絡があるまで抜かないで下さい。

5 各個人の筆界杭打について

一筆調査を行なう前日までに必ず打つこと。杭打未了の際は筆界未定として取扱います。

特に筆界未定の場合で測量完了後再測をしなければならぬ時は協定により一筆宛七〇〇円の代金が徴収されますので御注意下さい。

6 境界(筆界)未定とした場合における問題点

(イ) 各筆の面積算出ができない(未定地区全部の綜合面積のみが算出される)

(ロ) 雨後で筆界線が決定した場合は関係者双方または個人の申請(測量士に依頼しなければならぬ)となり多額の費用を要し不利益となります。

(ハ) 実施期間内に決定しても測量が完了した後であれば(ロ)の費用を要します。

(ニ) 交換売買等の登記申請に際しては複雑な手続を要します。

た者)

③ 本町に引続き三ヶ月以上住居を定めていること。

(昭和40年6月15日以前から本町に住んでいる者)

寄附御札

このたび、次の方から香典返しとして町社会福祉協議会に御寄附を頂きました。

紙上をもって報告がたく謹んで故人の冥福を祈り、御厚志に対して御礼申し上げます。

一金書封

- 広渡 故 重広 益郎氏
- 粟主 重広 博一殿



官民境界の実地調査(遠賀川駅附近)

遠賀郡民体育大会の幕とぢる

—遠賀町総合で第三位—

去る八月二十二日芦屋町で開催された遠賀郡体育協会、遠賀郡青年団協議会主催による遠賀郡民体育大会は、郡内各町から多数の参加を得て、八月の炎天の下に選手各位は日頃から鍛えた技を競い、善戦健闘し、盛會裡に大会の幕を閉じました。

因みに遠賀町関係の成績は次のとおりであります。

なお当日参加下さいました選手の皆様のお労苦に対し紙上をもって謝意を表します。

窓 口 だ より

住民係

住民登録法が昭和二十七年七月一日に施行されてから十有年になり、皆さんの印鑑証明、登記、運転免許、謄抄本等あらゆる広範囲に亘る証明資料として活動していることは既に御承知のことと思います。この登録事務は皆さんの届出によるもので、届出がないと証明資料がでないことになりま

す。届出は法によって規定されています。次に掲げるものは十四日以内に届出をして下さい。転入届(他市町村から来られた人)世帯主変更(世帯主の変更)転居(町内の移動)

密 航 ?

次のようなことを見たり聞いたりしたら、すぐお知らせください!!

○見なれない船が、山かげに止っていたり、入を上陸させたり、沖に運んだりして「おかしいな」と思われたとき。

○見なれない外国人が、海岸附近をうろついたり、道を尋ねたりして「おかしいな」と思われたとき。

○飲食店、タバコ屋、旅館などの

- 記
- 一、総合成績
 - 優勝 水巻町
 - 第二位 芦屋町
 - 第三位 遠賀町
 - 第四位 岡垣町
 - 一、個人優勝(陸上)
 - 走市跳(青男) 宮崎行弘(今古賀)
 - 四〇〇米(〇) 村田正美(木守)
 - 一、個人入賞者
 - 一〇〇米(一般)
 - 二位 松井 厚(遠賀川)
 - 六〇米(青女)

への通知、本籍地からの照会通知、戸籍の附票の記載が済んで始めて行政証明として完全に効果が出来るのであり(本籍地の照合がなされて本籍地番に間違いがないか、氏名、出生年月日、続柄、筆頭者氏名に誤りがないか等調査の上記載)この届出と同時に印鑑証明、謄抄本の交付請求がなされても出せないであります。勿論戸籍謄抄本が添付されていれば問題はありませぬ。

このような事務の経過が必要でありますので、転入届等は区長さんを通して役場に届出を早く済まして戴くよう窓口よりお願いして置きます。

お客で言葉づかいや身なりなどが「おかしいな」と思われたとき。

○朝早く、あるいは夜おそく外国人らしい者がタクシーを呼んだり、汽車、電車、バス停などにひそんでいて服装や態度から「おかしいな」と思われたとき。

このようなときはすぐに、局番なし(一〇番、または(69)〇三三番に電話をして下さい。

折尾 警察署 波津柏原密航監視哨

- 二位 奥田菊代(木守)
- 一〇〇米(〇)
- 二位 奥田菊代(木守)
- 五、〇〇〇米(青男)
- 三位 高崎正和(尾崎)
- 四位 吉田光宏(尾崎)
- 走高跳(青男)
- 二位 秦 茂美(鬼津)
- 砲丸投(青男)
- 二位 宮崎行弘(今古賀)
- 走市跳(青女) 松井晴美
- 一、団体入賞

「家庭で造ってよい酒 造ってわるい酒」

「どぶろく」をつくっていいなことは、みなさん御承知のとおりです。密造酒を無償で譲渡した場合も、やっ大人、貰った人は勿論のこと、飲んだ人も酒税法で処分されていることも存じと思

います。最近「しょうちゅう」に果物を混和して酒税法に違反した事例がありました。昭和37年3月酒税法が一部改正されまして、従来はつくってはいけないかった梅酒等が、つくっても違反にならないことになりました。

梅酒をつくってよいなら同じ果物だから「ぶどう酒もつくってよかろう」とか、あるいは桃も同じ果物だからといった自分勝手な解釈をされた向も見受けられるようです。そこで「つくってよい酒、悪い酒」について次の事項に十分注意してお互いに不愉快な思いをしないよう注意しましょう。

「つくってよい酒」というのは自家飲用の目的で、酒屋から買ったアルコール分が20度以上の酒(しょうちゅう、ウイスキー等で、清酒、合成清酒のアルコール分は20度ありません)に次の14物品のみを混和(混ぜ合わせ)その成分を没すこと)することに限られています。

- バレー(青男) 三位
 - 卓球(青男女)
 - 柔道(中学生)
 - 野球(一般) 三位
- なお、この大会は県民体育大会の子運をかねて行なわれましたので、その結果、宮崎行弘君、村田正美君、松井厚君、奥田菊代さんの四選手は郡代表選手として9月26日福岡市平和台陸上競技場における県民体育大会に出場することになりました。

- 1 販売する目的でつくった場合
 - 2 他人から委託を受けてつくった場合
 - 3 自家用の目的でつくったが、有償で譲渡した場合
 - 5 正規の酒類の代りに密造酒類を使用した場合
 - 6 正規の酒類(アルコール分が20度以上のしょうちゅう等)が少量で混和する物品が多量のため混和後発酵してアルコール分が更に1度以上で場合
 - 7 正規の酒類(しょうちゅう等)を全然使用しないで14物品だけでアルコールが発酵するよう仕込んだ場合
 - 8 アルコール分が20度未満の酒(清酒等)に混和した場合
 - 9 14物品以外の物品(例えば、ぶどう、もも、山もも、びわ等)を混和したり又は仕込んだ場合
- なお、このことについて解りにくいことがありますたら、若松税務署間税課酒税係、または最寄の酒類販売店にお問合わせの上、違反にならないことを事前に十分確認されることが必要であります。

若 松 税 務 署 同署管内酒類密造防止協力会

衛生だより

○定期予防接種実施につ

秋季の定期予防接種を次のとおり実施しますので該当者は接種を受けられるようお願いいたします。

記

- 9月9日 百日セキ、デフテリア混合(第1回)
- 9月29日 百日セキ、デフテリア混合(第2回)
- 10月5日 種痘(ほっそう)
- 10月20日 百日セキ、デフテリア混合(第3回)

日時及び場所

いずれも午後1時30分～3時

場所 遠賀町役場

※百日セキ、デフテリアの混合は3回接種して始めて効果がありますので、第1回目よりお忘れなく接種して下さい。

該当者

種痘 生後2ヶ月よりまだ一回も実施していない者

百日セキ、デフテリア混合

生後3ヶ月よりまだ一回も実施していない者及び昨年10月に3回実施済みの者を追加として一回接種します。

●必ず母子手帳を持参して下さい

○乳児一斉検診実施につ

母子衛生知識の普及ならびに乳児の体位向上と保健指導を図るため乳児相談をかね一斉検診を実施し、これを第1次審査とし福岡県赤ちゃん保健コンテストの出場者を選出します。

なお、未熟児、虚弱児で完全人工栄養児の発育が標準に達している者も選出します。

記

実施月日 9月20日(月) 13時から 受付は14時まで
場所 遠賀町公民館別館
該当児 昭和39年8月1日から同40年7月31日までの出生児

○母子手帳持参のこと

福岡県アフターケア(結核後保護)入所生の募集

福岡県後保護指導所第12期の入所生を次の要領で募集していますので入所希望者は応募されるようお知らせします。

記

- 1 募集職業指導職種
 - 電気科(ラジオ、テレビ)
 - プリント科(タイプライターを含む)
- 2 募集人員 三五名
- 3 入所期間 一ヶ年
- 4 入所資格
 - イ、結核療養の過程を経た者
 - ロ、満18才以上の者
- ハ、福岡県内居住者
- ニ、入所選考
 - 身体検査と面接
- ホ、募集期間
 - 昭和40年8月1日～10月15日

7 入所日

昭和40年10月中旬(期日外でも必要に応じ随時入所させる)

8 職業指導経費 無料

9 食費寮費

イ、生活保護受給者は保護費で充当し、その他日用品代も交付します。

ロ、自費の人は一月五、五二五円を食費として納入し、その他は一切不要です。

10 提出願書

入所願書その他詳細については役場住民課に問合わせ下さい。

11 その他

イ、修了生は全員就職しておりません。

ロ、スクーターの操縦訓練も実施し、入所中に殆んど全員免許を取得しています。

昭和四十年 敬老会開催について

来る九月十五日は「老人の日」です。この日から一週間「生き甲斐のある生活を老後にも」と全国一斉に老人週福祉間が実施されます。

本町においても、老人の日頃の御苦労に對しお慰めいたし、更に御長寿を祝福する意味で、左記のとおり町主催による敬老会を催し四百余名の御高令の皆様を一堂に会し一日ゆっくりと、おくつろぎ頂きたいと思ひます。

記

一、期日 九月十五日

行政管理庁からのお知らせ

一、生前に農地を贈与—
あなたや、あなたのお知り合いの中で、次の話のような目にあっている方はありませんでしょうか。これは、農地法の特例をもつて子供に農地を贈与したという話です。

安藤さんは5人の子供のうち、4男と共に農業を営んできました。最近は神経痛で思うように働けなくなりました。六八才の老令でもありますので、家業と4男の将来のことを考え生きているうちに4男に譲っておきたいと思ひました。しかし、農業委員会で手続をきいてもはっきりしませんので、どうしたらよいか困っています。

このような話に限らず、役所ですらなにかしてもらえないものかというふうなあなたの疑問や不満や困りごとは遠慮なく、九州行政監察局か、行政相談委員会にお申し出下さい。

そこで最寄りの行政相談委員会を尋ねてその旨申し出ました。

当地の行政相談委員は尾崎の高崎博愛さんです。

歳時記

- 9月(ながつ) 花曆(ふよう)
- 1日 二百十日 防災の日
- 9月(ながつ) 花曆(ふよう)
- 1日 二百十日 防災の日
- 学校二学期始まる
- ガン征圧月間始まる
- 8日 白露
- 10日 仲秋の名月
- 11日 二百二十日
- 15日 としよりの日
- 23 29日 秋分の日 新聞休刊日
- 20日 航空記念日 動物愛護週間(26日まで)
- 中旬 国民体育大会夏季大会開始
- 21日 宮地嶽神社神幸祭(21、22)
- 23 29日 秋分の日 新聞休刊日

遠賀町敬老会

第2回水稲航空防除(15日、18日)